

みまもり通信 その62 <平成26年6月号>

父が海外宝くじに当選したと信じて、
毎月手数料を送金している



やめさせたい。

海外からあたかも高額賞金が当選したかのようなダイレクトメールが届き、申込金などの名目でお金を支払わせる手口が後を絶ちません。中には「当選したので賞金を運用してあげる」と手数料を支払わせる業者もいます。

購入していない宝くじが当たることは絶対にありません。また、海外宝くじを日本国内で購入すると、**刑法に触れるおそれがあります。**

決して申し込まないようにしてください。

トラブルの相談は早めに

札幌市消費者センター(728-2121)へご相談ください